

令和5年4月8日

保護者 各位

山梨県立都留高等学校
校長 荻野 智夫

自転車通学時等におけるヘルメット着用の定着に向けて（依頼）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本校教育活動に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、「道路交通法の一部を改正する法律」が令和4年4月に公布され、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されます。

これを受け、県教育委員会では、道路交通法等関連法規等の遵守や文部科学省通知等を勘案し、県立高等学校の自転車通学者に対して、ヘルメット着用を義務化することとしました。

つきましては、本校においても、生徒の大切な命を守るため、自転車利用時は必ずヘルメットを着用することといたしました。速やかにヘルメットを御準備いただき、生徒が安心・安全に自転車通学ができますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

◇ SG マーク（一般財団法人製品安全協会）や CE マーク（欧州標準化委員会）などの、安全基準適合表示のあるヘルメットを選ぶようにして下さい。

◇令和2年10月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。本校では「全国高P連」賠償責任補償制度に一括加入していますが、各御家庭におきましても、保険内容の見直し、新規加入等改めて御検討いただけますよう宜しくお願いいたします。

山梨県立都留高等学校
生徒指導担当 駒田 健嗣
TEL 0554-22-3125（内線 223）

自転車乗車時にはヘルメット着用！

令和5年度から自転車通学者のヘルメット着用義務化！

県立高等学校及び県立特別支援学校の自転車通学者の皆さんは、自身の大切な命を自転車事故から守るため、ヘルメットの着用をお願いします。

- ・県内高校生の自転車乗車時の事故件数は、全体の約3割
- ・自転車事故による死者の56%が頭部損傷
- ・ヘルメット非着用時の致死率は着用時に比べ約3倍高い

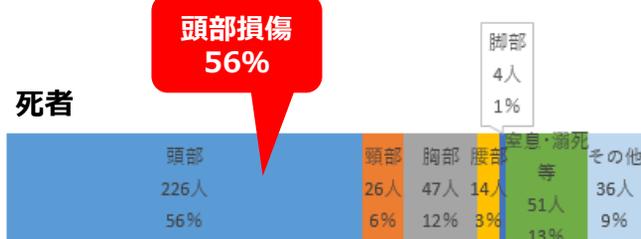


出典：警視庁

ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べ約3倍も高くなります

ヘルメット非着用の自転車乗車中死者の損傷主部位別比較（令和2年）

出典：警察庁



ヘルメット着用状況別の致死率比較（令和2年）

出典：警察庁

